

○ 金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準（平成二十六年金融庁告示第六十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〕六十四 略〕</p> <p>六十五 カバード・ショート・ポジション 最終指定親会社等が有価証券に係るショート・ポジションを充足するために当該有価証券をレポ形式の取引等又は無担保の借入れによって調達している場合（当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れで取得した有価証券について、基準日から弁済期までの期間が三十日を超えるレポ形式の取引等の差入資産として提供している場合を含む。）における、当該ショート・ポジションを形成する取引及び当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れを総称したものをいう。</p> <p>〔六十六〕七十五 略〕</p>	<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〕六十四 同上〕</p> <p>六十五 カバード・ショート・ポジション 最終指定親会社等が有価証券に係るショート・ポジションを充足するために当該有価証券をレポ形式の取引等又は無担保の借入れによって調達している場合における当該ショート・ポジションを形成する取引及び当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れを総称したものをいう。</p> <p>〔六十六〕七十五 同上〕</p>

(レベル2 B資産)

第十条 次の各号に掲げる資産（レベル1資産及びレベル2 A資産を除く。以下「レベル2 B資産」という。）が第十三条の規定により適格レベル2 B資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、当該各号に定める値とする。

一 「略」

二 中央政府、中央銀行等又は中央政府以外の公共部門が発行し、又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの 五十パーセント

イ 債務者が金融機関等又はその子会社若しくは関連会社ではないこと。

ロ 「略」

ハ 「略」

ニ 「略」

三・四 略

2 「略」

(自由処分性)

第十四条 運用上の要件のうち「自由処分性」とは、流動資産に係る第一号から第八号までに掲げる全ての要件又は第九号に掲げる要件をいう。

「一〜八 略」

(レベル2 B資産)

第十条 次の各号に掲げる資産（レベル1資産及びレベル2 A資産を除く。以下「レベル2 B資産」という。）が第十三条の規定により適格レベル2 B資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、当該各号に定める値とする。

一 「同上」

二 中央政府、中央銀行等又は中央政府以外の公共部門が発行し、又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの 五十パーセント
「号の細分を加える。」

イ 「同上」

ロ 「同上」

ハ 「同上」

三・四 同上

2 「同上」

(自由処分性)

第十四条 運用上の要件のうち「自由処分性」とは、流動資産に係る第一号から第八号までに掲げる全ての要件又は第九号に掲げる要件をいう。

「一〜八 同上」

九 中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対してレポ形式の取引等及び中央銀行有担保資金取引の担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であつて、基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合には、担保として実際に用いられていない額以下の額である最終指定親会社等が担保として用いられていないとみなす任意の資産）であること。

〔イ〜ハ 略〕

（有担保資金調達等に係る資金流出率）

第三十二条 有担保資金調達等に係る資金流出率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 〔略〕

二 次に掲げる取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であつて、受入資産が金銭であるもの 零パーセント

イ 日本銀行との間で行われている中央銀行有担保資金取引

ロ 最終指定親会社等の海外営業拠点等が、その所在する国若しくは地域の中央銀行等との間で行う中央銀行有担保資金取引であつて、流動性ストレス時において取引の継続が制限されないと認められるもの

三 レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引（前号ロに掲げるものを除く。以下この条

九 中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対して担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であつて、基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合には、担保として実際に用いられていない額以下の額である最終指定親会社等が担保として用いられていないとみなす任意の資産）であること。

〔イ〜ハ 同上〕

（有担保資金調達等に係る資金流出率）

第三十二条 有担保資金調達等に係る資金流出率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 〔同上〕

二 日本銀行との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であつて、受入資産が金銭であるもの 零パーセント

三 レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル2 A資産であつ

において同じ。)のうち、差入資産がレベル2 A資産であつて、受入資産が金銭であるもの(第七号に掲げるものを除く。) 十五パーセント

四 次に掲げる取引のうち、差入資産が有価証券であつて、受入資産が金銭であるもの(第一号、前号又は第七号に掲げるものを除く。) 二十五パーセント

イ 日本国政府、我が国の中央政府以外の公共部門(発行する債券のリスク・ウェイトが二十パーセント以下のものに限る。)

又は国際開発銀行との間で行われているレポ形式の取引等

ロ 最終指定親会社等の海外営業拠点等が、その所在する国若しくは地域の中央政府若しくは中央政府以外の公共部門(発行する債券のリスク・ウェイトが二十パーセント以下のものに限る。)

との間で行うレポ形式の取引等であつて、流動性ストレス時において取引の継続が制限されないと認められるもの

〔五〇八 略〕

(デリバティブ取引等に係る資金流出額)

第三十三条 第十七条第四号に掲げる「デリバティブ取引等に係る資金流出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 〔略〕

二 デリバティブ取引等の時価変動に伴う資金流出額

〔三〇七 略〕

て、受入資産が金銭であるもの(第七号に掲げるものを除く。) 十五パーセント

四 日本国政府、我が国の中央政府以外の公共部門(発行する債券のリスク・ウェイトが二十パーセント以下のものに限る。)又は国際開発銀行との間で行われているレポ形式の取引等のうち、差入資産が有価証券であつて、受入資産が金銭であるもの(第一号、前号又は第七号に掲げるものを除く。) 二十五パーセント

〔五〇八 同上〕

(デリバティブ取引等に係る資金流出額)

第三十三条 第十七条第四号に掲げる「デリバティブ取引等に係る資金流出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 〔同上〕

二 デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額

〔三〇七 同上〕

(デリバティブ取引等の時価変動に伴う資金流出額)

第三十五条 第三十三条第二号に掲げる「デリバティブ取引等の時価変動に伴う資金流出額」とは、時価変動時所要追加担保額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2 前項の「時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等〔基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないものであって、時価の変動が著しいと認められるものに限る。次条第一項及び第三十七条第二項から第四項までにおいて同じ。〕について、次に掲げるいずれかの額をいう。

〔一・二 略〕

(簡便法による時価変動時所要追加担保額)

第三十六条 前条第二項第一号に掲げる「簡便法による時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等において、基準日以前二十四月以内のうち、取引の別に担保又は受入資産の受取額から担保又は差入資産の受渡額を差し引いた額の絶対値の合計額が最大となる三十日間における当該合計額をいう(次項において同じ。)

2 〔略〕

(デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額)

第三十五条 第三十三条第二号に掲げる「デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額」とは、時価変動時所要追加担保額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2 前項の「時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等(いずれも基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないものであって、時価の変動が著しいと認められるものに限る。次条第一項及び第三十七条第二項から第四項までにおいて同じ。)について、次に掲げるいずれかの額をいう。

〔一・二 同上〕

(簡便法による時価変動時所要追加担保額)

第三十六条 前条第二項第一号に掲げる「簡便法による時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等において、基準日以前二十四月以内のうち、取引の別に担保又は受入資産の受取額から担保又は差入資産の受渡額を差し引いた額の絶対値の合計額が最大となる三十日間における当該合計額をいう(次項において同じ。)

2 〔同上〕

(シナリオ法による時価変動時所要追加担保額)

第三十七条 「略」

2 第三十五条第二項第二号及び前項の「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等において、ストレスシナリオの選定基準により選定されたストレスシナリオ(デリバティブ取引等の時価の変動を説明する金融指標(法第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。次項第二号及び第三号において同じ。)(その他の指標の変動を表すシナリオをいう。第四項において同じ。)(に基づき計算した担保又は差入資産の受渡額の合計額から担保又は受入資産の受入額の合計額を差し引いた額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。))をいう(次項及び第五項並びに次条において同じ。))。

3 前二項の「ストレスシナリオの選定基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 「略」

二 過去の市場流動性ストレス期のうち、基準日のデリバティブ取引等に係るシナリオ法による時価変動時所要追加担保額が最大となる三十日間の金融指標その他指標に基づくものであること。

三 デリバティブ取引等の時価の変動を反映するために十分な金融指標その他指標が含まれていること。

4 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 ストレスシナリオに基づくデリバティブ取引等の時価の変動を

(シナリオ法による時価変動時所要追加担保額)

第三十七条 「同上」

2 第三十五条第二項第二号及び前項の「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等において、ストレスシナリオの選定基準により選定されたストレスシナリオ(デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価の変動を説明する金融指標(法第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。次項第二号及び第三号において同じ。)(その他の指標の変動を表すシナリオをいう。第四項において同じ。)(に基づき計算した担保又は差入資産の受渡額の合計額から担保又は受入資産の受入額の合計額を差し引いた額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。))をいう(次項及び第五項並びに次条において同じ。))。

3 前二項の「ストレスシナリオの選定基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 「同上」

二 過去の市場流動性ストレス期のうち、基準日のデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等に係るシナリオ法による時価変動時所要追加担保額が最大となる三十日間の金融指標その他指標に基づくものであること。

三 デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価の変動を反映するために十分な金融指標その他指標が含まれていること。

4 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 ストレスシナリオに基づくデリバティブ取引等及びレポ形式の

十分に反映していること。

二 ストレスシナリオに基づく時価の変動を十分に反映していないデリバティブ取引等に対しては、保守的な方法により計算が行われていること。

5
「略」

(格下げ等に伴う資金流出額)

第三十九条 「略」

2 前項の「格下げ時資金流出額」とは、ダウングレード・トリガー条項（格付機関が最終指定親会社等の債務者信用力格付その他の基準を引き下げた場合又はそれに準ずる事象が発生した場合に、取引相手方に対する追加担保の差入れその他を行う義務を定めた条項をいう。以下この項において同じ。）が契約に付されたデリバティブ取引等について、債務者信用力格付の三段階の格下げその他のダウングレード・トリガー条項に定める基準の変動があった場合に、最終指定親会社等が取引相手方に対して支払わなければならない金銭その他これに準ずるものの額（当該契約に基づき、追加担保の差入れが求められる場合又は受入担保に対する最終指定親会社等の再担保権（担保として受け入れた資産を第三者に担保として差し入れる権利をいう。）が制限される場合における当該担保の額を含む。）の合計額をいう。

(超過受入担保に係る資金流出額)

取引等の時価の変動を十分に反映していること。

二 ストレスシナリオに基づく時価の変動を十分に反映していないデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等に対しては、保守的な方法により計算が行われていること。

5
「同上」

(格下げ等に伴う資金流出額)

第三十九条 「同上」

2 前項の「格下げ時資金流出額」とは、ダウングレード・トリガー条項（格付機関が最終指定親会社等の債務者信用力格付その他の基準を引き下げた場合又はそれに準ずる事象が発生した場合に、取引相手方に対する追加担保の差入れその他を行う義務を定めた条項をいう。以下この項において同じ。）が契約に付されたデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等その他の取引について、債務者信用力格付の三段階の格下げその他のダウングレード・トリガー条項に定める基準の変動があった場合に、最終指定親会社等が取引相手方に対して支払わなければならない金銭その他これに準ずるものの額（当該契約に基づき、追加担保の差入れが求められる場合又は受入担保に対する最終指定親会社等の再担保権（担保として受け入れた資産を第三者に担保として差し入れる権利をいう。）が制限される場合における当該担保の額を含む。）の合計額をいう。

(超過受入担保に係る資金流出額)

第四十一条 「略」

2 前項の「超過担保受入額」とは、基準日時点でデリバティブ取引等の契約に基づき取引相手方から受け入れている担保（適格流動資産に限る。）の担保掛目適用額から、最終指定親会社等に対し基準日時点で取引相手方が差し入れることが義務付けられている部分に相当する額を差し引いた額で、零を下回らない額の合計額をいう。

（未提供担保に係る資金流出額）

第四十二条 「略」

2 前項の「未提供担保の額」とは、デリバティブ取引等の契約に基づき取引相手方に対して差し入れることが定められている担保の担保掛目適用額のうち、最終指定親会社等が基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れていない部分に相当する額の合計額をいう。

（受入担保の差替えに伴う資金流出額）

第四十三条 「略」

2 前項の「担保差替可能額」とは、受入担保差替条項（取引相手方が、最終指定親会社等の同意を得ることなく、最終指定親会社等に対して担保として差し入れた資産を他の資産に差し替えることができる権利を定めた条項をいう。）が契約に付されたデリバティブ取引等のうち、基準日時点で取引相手方から実際に受け入れている担保が次の表の上欄に掲げるものであって、かつ、差替えが可能であ

第四十一条 「同上」

2 前項の「超過担保受入額」とは、基準日時点でデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の契約に基づき取引相手方から受け入れている担保の担保掛目適用額から、最終指定親会社等に対し基準日時点で取引相手方が差し入れることが義務付けられている部分に相当する額を差し引いた額で、零を下回らない額の合計額をいう。

（未提供担保に係る資金流出額）

第四十二条 「同上」

2 前項の「未提供担保の額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の契約に基づき取引相手方に対して差し入れることが定められている担保の担保掛目適用額のうち、最終指定親会社等が基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れていない部分に相当する額の合計額をいう。

（受入担保の差替えに伴う資金流出額）

第四十三条 「同上」

2 前項の「担保差替可能額」とは、受入担保差替条項（取引相手方が、最終指定親会社等の同意を得ることなく、最終指定親会社等に対して担保として差し入れた資産を他の資産に差し替えることができる権利を定めた条項をいう。）が契約に付されたデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等のうち、基準日時点で取引相手方から実際に受け入れている担保が次の表の上欄に掲げるものであって、か

る資産が同表の中欄に掲げるものであるものについて、当該担保の時価に同表の下欄に掲げる割合（複数の割合が該当する場合には、当該複数の割合のうち最も大きな割合とする。）を乗じて得た額の合計額をいう。

〔表略〕

（与信・流動性ファシリティに係る資金流出額）

第四十五条 〔略〕

2 最終指定親会社等は、前項のファシリティ未使用枠の額から次に掲げる流動資産の担保掛目適用額を差し引く計算を行うことができる。

一 最終指定親会社等がファシリティ未使用枠の担保として取引相手方から受け入れ、かつ、基準日時点において実際に保有している流動資産（当該担保の時価と当該取引相手方がファシリティに基づき信用供与を受ける可能性の間に過度の相関関係があると認められるものを除く。次号において同じ。）

二 〔略〕

第四十七条 〔略〕

2 前項の「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 最終指定親会社等が基準日から三十日を経過する日までの間に

つ、差替えが可能である資産が同表の中欄に掲げるものであるものについて、当該担保の時価に同表の下欄に掲げる割合（複数の割合が該当する場合には、当該複数の割合のうち最も大きな割合とする。）を乗じて得た額の合計額をいう。

〔同上〕

（与信・流動性ファシリティに係る資金流出額）

第四十五条 〔同上〕

2 最終指定親会社等は、前項のファシリティ未使用枠の額から次に掲げる流動資産の担保掛目適用額を差し引く計算を行うことができる。

一 最終指定親会社等がファシリティ未使用枠の担保として取引相手方から受け入れ、かつ、基準日時点において実際に保有している流動資産（当該取引相手方の発行する債券その他これに準ずるものの時価と当該取引相手方がファシリティに基づき信用供与を受ける可能性の間に過度の相関関係があると認められるものを除く。次号において同じ。）

二 〔同上〕

第四十七条 〔同上〕

2 前項の「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 最終指定親会社等が基準日から三十日を経過する日までの間に

<p>、中央銀行等又は金融機関等との間の契約に基づき当該中央銀行等又は当該金融機関等に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額</p> <p>二 最終指定親会社等が基準日から三十日を経過する日までの間に、中央銀行等又は金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十三条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）</p> <p>（その他契約に基づく資金流入額）</p> <p>第七十二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社等は、次に掲げるものをその他契約に基づく主要な資金流入項目に含めないものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 コルレス銀行業務を提供する取引相手方に対する預け金（業務に必要となる金額を超えて預け入れており、流動性ストレス時において引き出される蓋然性が極めて高いと最終指定親会社等が推定可能な部分の額を除く。）</p> <p>三 最終指定親会社等が保有するファシリテイに基づいて引き出すことが可能な金銭</p>	<p>、金融機関等との間の契約に基づき当該金融機関等に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額</p> <p>二 最終指定親会社等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十三条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）</p> <p>（その他契約に基づく資金流入額）</p> <p>第七十二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社等は、次に掲げるものをその他契約に基づく主要な資金流入項目に含めないものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>二 最終指定親会社等が保有するファシリテイに基づいて引き出すことが可能な金銭</p>
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。